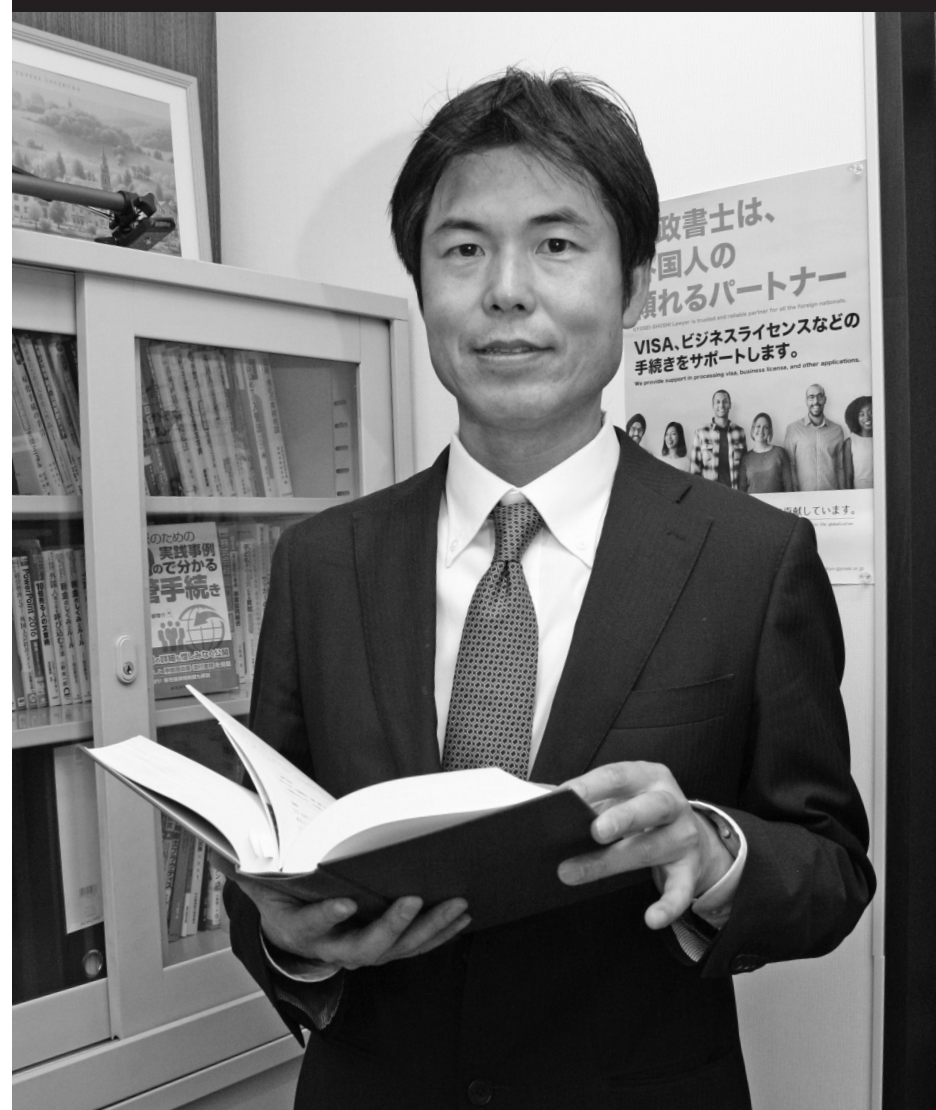


編集長インタビュー

東京ワールド行政書士事務所 代表
行政書士

濱川恭一さん



「なぜ外国人を採用するのか？」
その採用理由を知ることには
ミスマッチ防止にもつながります」

入管法改正による「特定技能」という新たな就労ビザの施行が間近に迫っている。外国人材に関わる、あるいは今後関わろうとする人材ビジネス会社にとって、おそらく特定技能と外国人雇用は、今、最も旬なテーマであろう。今回、インタビューに登場いただいた東京ワールド行政書士事務所代表の行政書士、濱川恭一さんは、10年以上前に外国人専門の人材紹介会社を共同設立した経緯もある、いわば人材ビジネスと外国人雇用の実務に深く関わる、この分野の草分けの一人。インタビューでは外国人雇用に関わる人材ビジネス会社へ向けたノウハウ、アドバイスも公開してもらった。（インタビュー・構成 伊藤秀範）

はまかわ・きょういち
1974年兵庫県生まれ。英字雑誌社の広告企画職を経て、2007年4月、外国人専門の人材ビジネス会社を共同設立、代表取締役役に就任。同社にて外国人特化型求人情報サイト、ゲストハウス情報サイト、留学生向け大学案内サイトなどを立ち上げる。また、外国人の採用コンサルティング業務を行い、求人から住居確保、社員教育までワンストップでサポートする。2009年4月、東京ワールド行政書士事務所設立。外国人の採用や就労ビザに関するサポートを得意とする。一般社団法人外国人就職支援センターの代表理事。著書に『これ1冊でまるわかり！必ず成功する外国人雇用』（ブチ・レトル）、『実務家のための100の実践事例で分かる入管手続き』（共著、労働新聞社）などがある。

17番目の就労ビザ「特定技能」への高い関心

「実務家のための100の実践事例で分かる入管手続き」などの共著もある濱川さん。まずは読者の関心も高い、現時点（2月上旬取材）における「特定技能」の概要等について聞いてみたい。

「外国人が取得可能な就労ビザは今、16種類あります。今年4月からはそこに新たな就労ビザとして『特定技能』在留資格が加わります。この17番目の新たな就労ビザに今、多くの企業が高い関心を寄せています。その大きな理由としては、これまでは禁止されていた単純労働分野への外国人の就労が、この特定技能においては合法化される点にあります。法務省の『制度の運用に関する基本方針』では、特定技能在留資格の意義として『生産性向上や国内人材の確保に取り組んでもいても人材確保が困難な産業での人材確保』とされています。その『人材確保が困難な産業』として、この4月からの運用では、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業の14分野が『特定産業分野』としてその対象になっています。

「単純労働分野における外国人の就労が、特定技能では合法化されます」

今後、この対象分野はさらに広がると予想されており、最近では小売業、スーパー、コンビニ、縫製、印刷などの業界団体などもその対象に加えてほしいと、法務大臣にアピールをしています」

特定技能での就労が認められる2要件

新たな就労ビザとなる「特定技能」は「特定技能1号」（特定技能分野に属する相当程度の知識または経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）と「特定技能2号」（特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）の2つに分けられているが、現時点においては「特定技能2号」の対象分野は建設と造船・船用工業の2分野のみである。よってここでの「特定技能」とは「特定技能1号」を前提にインタビューを進めたい。

「特定技能での就労が認められる要件としては、大きく2つのルートが想定されています。1つ目のルートは、過去に技能実習生として来日し、3年間の技能実習期間を問題なく過ごした外国人であること。そしてもう1つのルートは、日本語能力試験と特定技能評価試験の2つの試験に合格した外国人であることです。日本語能力試験は、難易度の高いほうからN

1、N2、N3、N4、N5とありますが、今回の特定技能では、基本的な日本語を理解することができるとN4の合格者以上とされています。

特定技能評価試験のほうは、14分野ごとの基本的な知識を問う試験が現在、管轄省庁や業界団体等において整備が進められています。宿泊と外食業に関してはすでに業界団体によって、具体的な試験問題の作成、試験運用の準備も進められています。

また、この特定技能ビザは上限5年間の間で最大34万5150人の外国人の受け入れが見込まれています。もともと、この上限5年間の過程では見直しもあると予想されます。政府からは2020年4月時点での見直しとの正式発表もあり、その間の運用を見極めたうえでさらに受け入れを拡大するのか、あるいはカスタマイズするのか、それともストップするのかなといった判断がなされるものと予想しています」

「特定技能」での受け入れに関する現状

人材派遣や人材紹介の事業者にとって一番気になるのは、やはり「特定技能」の在留資格を持つ外国人の受け入れに関する動向であろう。すでに法務省などの関係省庁やメディア等でも情報は拡散しているが、あらためて濱川さんに